### 第2 有害大気汚染物質モニタリング結果

#### 1 調査期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

#### 2 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市

#### 3 調査地点数

地域分類調査機関	一般環境	工業地帯	沿道	合 計
愛 知 県	1	2	1	4
名古屋市	1	2	2	5
豊 橋 市	2	0	1	3
岡崎市	1	0	1	2
豊田市	4	0	1	5
合 計	9	4	6	1 9

<sup>(</sup>注)合計19地点には、環境基準等が設定されていない「その他の有害大気汚染物質」のみ測定している3地点を含む。

#### 4 調査結果

環境基準が定められているベンゼン等の4物質については、環境基準をすべて達成しました。

指針値が定められているアクリロニトリル等の8物質については、指針値をすべて 満足しました。

調査結果は次のとおりです。

#### (1) 環境基準の定められている物質

#### アベンゼン

環境基準については、平成 2 2 年度に続き 1 6 地点すべて達成しました。 調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、0.33~1.8  $\mu$  g/m³(22年度 0.78~1.7  $\mu$  g/m³) です。

#### イ トリクロロエチレン

環境基準については、平成22年度に続き16地点すべて達成し、基準値を大幅 に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、0.071~2.6  $\mu$  g/m³(22年度 0.13~1.8  $\mu$  g/m³)です。

#### ウ テトラクロロエチレン

環境基準については、平成22年度に続き16地点すべて達成し、基準値を大幅 に下回りました。 調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、 $0.053\sim1.5\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$ (22年度 $0.071\sim1.3\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$ )です。

#### エ ジクロロメタン

環境基準については、平成22年度に続き16地点すべて達成し、基準値を大幅 に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、 $0.50\sim4.3\,\mu\,\mathrm{g/m^3}(22$ 年度  $1.0\sim4.7\,\mu\,\mathrm{g/m^3})$ です。

ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 調査対象物質  $(\mu \text{ g/m}^3)$  $(\mu \text{ g/m}^3)$  $(\mu \text{ g/m}^3)$  $(\mu \text{ g/m}^3)$ 年度 21 22 22 23 21 22 23 22 23 調査地点数 19 19 16 17 17 16 17 17 16 17 17 16 環境基準 を達成した 19 19 16 17 17 16 17 17 16 16 調査地点数 達 成 率 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 (%)0.79 0.78 0.33 0.11 0.13 0.071 0.11 0.071 0.053 1.0 1.0 0.50 年平均値の 濃 度 範 囲 1.7 1.7 0.87 1.8 1.7 1.3 1.5 4.0 4.7 4.3 1.8 全県年平均値 1.3 1. 1 1.1 0.50 0.49 0.64 0.37 0.24 0.27 2.1 2. 1 2.1 年平均值 年平均值 年平均值 年平均值 環境基準

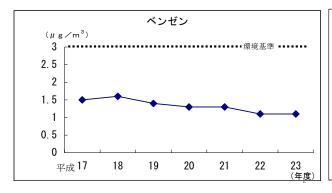
環境基準の達成状況

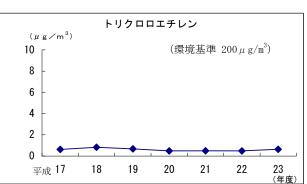
(注) 1 μg (マイクログラム) は100 万分の1g。

 $3 \mu \text{ g/m}^3$ 以下

# 環境基準が定められている有害大気汚染物質の全県年平均値の経年変化

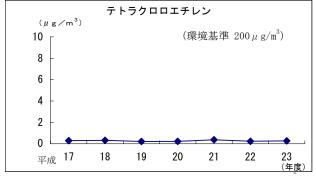
 $200 \mu \text{ g/m}^3$ 以下

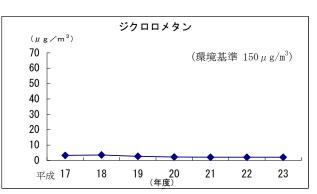




 $150 \mu \text{ g/m}^3$ 以下

 $200 \mu \text{ g/m}^3$ 以下





#### (2) 指針値の定められている物質

指針値が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物については、指針値をすべて満足しました。

指針値の達成状況

調査対象物質	アクリロニトリル		塩化ビニルモノマー			水銀及びその化合物			ニッケル化合物			
		$(\mu \text{ g/m}^3)$		$(\mu \text{ g/m}^3)$			$(ngHg/m^3)$			$(ngNi/m^3)$		
年度	21	22	23	21	22	23	21	22	23	21	22	23
調査地点数	17	17	16	17	17	16	15	15	14	15	15	14
指針値を 満足した 調査地点数	17	17	16	17	17	16	15	15	14	15	15	14
達 成 率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の	0.019 ~	0.0087 ~	0.019 ~	0.0060 ~	0.0073	0.0020 ~	1.5 ~	1.5 ~	1.5 ~	1.7 ~	1.8 ~	2. 0 ~
濃度範囲	0. 28		0.60	0. 50	0. 086	0.061	3.3	2. 8		~ 11	~ 11	$\sim$ 13
全県年平均値	0.088	0.090	0. 10	0.080	0. 029	0. 027	2. 1	2. 0	2.0	4. 2	4. 7	5. 3
指針値	年平均値 2μg/m³以下		年平均値 10μg/m³以下			年平均値 40ngHg/m³以下			年平均値 25ngNi/m³以下			

調査対象物質	クロロホルム		1,2-ジクロロエタン			1,3ーブタジエン			ヒ素及びその化合物			
	$(\mu \text{ g/m}^3)$		$(\mu \text{ g/m}^3)$			$(\mu \text{ g/m}^3)$			$(ngAs/m^3)$			
年度	21	22	23	21	22	23	21	22	23	21	22	23
調査地点数	17	17	16	17	17	16	19	19	16	14	14	14
指針値を 満足した 調査地点数	17	17	16	17	17	16	19	19	16	ı	14	14
達 成 率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	ı	100	100
年平均値の	0. 096	0.12	0. 11	0.074	0.091	0.062	0.11	0.049	0. 055	0.38	0.66	0.62
濃 度 範 囲	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$
	0.47	1.0	0.76	0. 28	0.30	0.30	1.2	0.24	0. 21	1.6	1. 7	2. 5
全県年平均値	0. 20	0. 29	0.30	0. 17	0. 16	0. 14	0. 28	0. 14	0. 13	1. 1	1.2	1. 4
指針値	年平均値 18μg/m³以下		年平均値 1.6μg/m³以下			年平均値 2.5μg/m³以下			年平均値 6ngAs/m³以下			

<sup>(</sup>注1) 指針値とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として設定された環境目標値の一つである。上記8物質について、指針値が設定されている。

<sup>(</sup>注2)  $1 \mu g$  (マイクログラム) は100 万分の1g、1 ng (ナノグラム) は10 億分の1gである。

## 指針値が定められている有害大気汚染物質の 全県年平均値の経年変化

